

学部学生 各位

「西洋法制史Ⅰ」履修上の注意について

「西洋法制史特論Ⅰ（イングランド法制史）」は、2025年度より「西洋法制史Ⅰ」となります。ついては、「西洋法制史特論Ⅰ（イングランド法制史）」を単位修得済みの者は、2025年度以降、新たに「西洋法制史Ⅰ」を履修することはできませんので、ご注意ください。

2025年9月

法学部・法学研究科